平成22年国勢調査関係者会議

《国勢調査の意義について》

- 1 国勢調査とは
- 2 国勢調査(平成17年調査)の概要
- 3 国勢調査の結果利用
- 4 国勢調査について(まとめ)

平成20年4月25日 総務省統計局

1 国勢調査とは

国の最も基本的な統計調査

国勢調査は、我が国で、どのような人がどのような活動をしているか、どのように暮らしているかといった人口や世帯のすがたを明らかにする国の最も基本的な統計調査

国勢調査によって得られた結果は、国民共有の 財産として民主主義の基盤を成す統計情報を提 供するもの

"国勢"の意味

「国勢調査八全国人民ノ現状即チ男女年齢職業・・・・(略)・・・家別人別二就キ精細二現実ノ状況ヲ調査スルモノニシテータビ此ノ調査ヲ行フトキハ全国ノ情勢之ヲ掌上ニ見ルヲ得ベシ、・・・」(明治29(1896)年3月に議決された衆議院の「国勢調査執行建議」及び貴族院の「国勢調査工関スル建議」)

国勢とは、"国の情勢"という意味

国勢調査の沿革

の第1回調査は大正9(1920)年に実施

幕末、勝海舟の塾頭を務めた杉亨二氏が国勢調査の試験調査として手がけた「甲斐国現在人別調」から40年後、「国勢調査二関スル法律」(明治35年法律第49号)の制定から18年後、また、近代人口センサス第1号といえるアメリカの1790年センサスから130年後の実施

o以後、5年ごと(戦後の国勢調査は昭和22 (1947)年)に実施し、直近の平成17年 調査は18回目の国勢調査

国勢調査の法的根拠

我が国の統計に関する基本法である「統計法」に おいて、特に「国勢調査」を規定(第4条)

(統計法(昭和22年法律第18号)) (国勢調査)

- 第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について 行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣 が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。
- 2 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国 勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢 調査を行うものとする。
- 3 (略)

新統計法(第5条)においてもほぼ同様に規定

対策を講じるための最も基本となるもの

人口減少社会に向かう転換期にある我が国においては、生産年齢人口の減少、老年人口の増加等の人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化

社会・経済情勢の急激な変化に対応した施策は もとより、国民生活の質の向上や地域に関連し た施策等の推進が重要な課題

国及び地方公共団体が将来に向けて適切な施策 を推進する上で、国勢調査の結果は不可欠なもの

国勢調査は 国際基準に則って実施

国連の人口センサスに関する勧告は、全国のすべての人に対して一律かつ同時に実施するものであるとして、以下の4基本原則を規定

個人ごとの調査 同時性 明確な領域内での統一性・普遍性明確な周期性

社会・経済のグローバル化が進展する中で、我が国の経済活動が適切に行われるためには、国勢調査の結果を用いて正確な国際比較を行えることが重要。このことから、我が国の国勢調査は、国際基準に則って実施

全数調査の必要性

- o 国勢調査は、人口や世帯のすがたを明らかに する国の最も基本的な統計調査であり、その 結果は、国民共有の財産として民主主義の基 盤を成す統計情報を提供するもの
- o国勢調査を基盤とすることにより、統計体系 全体の合理的な整備が可能
 - ・個人・世帯を調査対象とする各種標本調査の母集団ル-ムとして 利用することができ、標本調査を正確に実施することが可能
 - ・標本調査の結果により全体を推計する際にも、全数調査である 国勢調査の結果が不可欠
- o町丁・字別などの小地域統計の提供の面から も、国勢調査を全数で実施する必要

実地調査による必要性

住民基本台帳その他の行政情報は、そもそも国勢調査と趣旨・目的や収集方法を異にしている。このため、次のような理由から、これらの情報によって国勢調査を代替することは困難

- ・住民基本台帳には、氏名、生年月日、性別、住所などの限られた 情報しかなく、その他の行政情報を合わせても行政等に必要な統 計データが得られない。
- ・住民基本台帳とその他の行政情報を合わせて統計を作成しようとした場合、個人情報を結合することが必要となるが、現状では、 氏名などから異なる行政情報の間で正確に個人情報の結合を行うことは技術的に困難である。また、このような個人情報の結合に係る国民のコンセンサスを得ることも現状では困難と考えられる。

2 国勢調査(平成17年調査)の概要

調查期日

平成17年10月1日、午前0時現在

調査の対象

調査時点において我が国に住んでいる者で、 住んでいる期間が3か月以上になるか、な る予定の者(常住地主義)

調查項目

国勢調査の調査項目は、国勢調査令(昭和55年政令第98号)において、西暦年の末尾に0が付く年の大規模調査は22項目、5が付く年の簡易調査は17項目と規定

調査の流れ

総務省統計局 - 都道府県 - 市区町村

- 指導員 - 調査員 - 世帯

指導員及び調査員

o 指導員:約9万人(調査員の指導、調査書

類の検査)

ο調査員:約83万人(調査票の配布、回収)

o 指導員及び調査員は、非常勤の国家公務員 で、市区町村長の推薦に基づき総務大臣が 任命

調査方法

調査は、世帯の自己申告方式により、調査員が調査票を世帯に配布し回収する方法で実施

集計・公表

- o 平成17年12月に世帯数及び男女別人口の速報値、18年10月に全国の確定値(人口・世帯及び住居の状況)、19年1月に労働力状態や就業者の産業別構成の状況の全国結果、19年12月に就業者の職業別構成の状況の全国結果を公表。現在、就業者の産業・職業小分類別構成の状況の結果を順次公表中
- o集計結果は、報告書のほか、インターネットでも提供。また、GIS(地理情報システム)により地図と連動して提供

3 国勢調査の結果利用

調査結果は様々な場面で利用

o法定人口として利用

衆議院の小選挙区の画定基準、地方交付税の算定基準 など、多くの法令で利用が規定

- o行政施策の基礎資料として利用
 - 国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に 利用
- o 学術、教育、民間など広範な分野で利用 人口学・地理学等の学術研究、小中高校等の教育用 資料、民間企業など、各方面で幅広く利用

《法定人口としての利用:選挙区の改定》

衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成6年法律第3号)

(改定案の作成の基準)

第三条

前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、 各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる 全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、そ の最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならない ようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的 に考慮して合理的に行わなければならない。

(勧告の期限等)

第四条

第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法(昭和二十二年法律 第十八号)第四条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調 査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年 以内に行うものとする。



・衆議院小選挙区の区割りの改 定等を内容とする公職選挙法 の一部を改正する法律が平成 14年7月31日に公布、8月 31日から施行

- ・この改正によって、衆議院議員選挙区画定審議会が行った 小選挙区の区割りの改定案の 勧告のとおり、20都道府県に おいて68選挙区が改定
- ・また、衆議院比例代表選出議員の各ブロック別定数について、平成12年国勢調査の結果に基づき、南関東選挙区で1人増員して22人、近畿選挙区で1人減員して29人となった。

《総務省自治行政局HP》

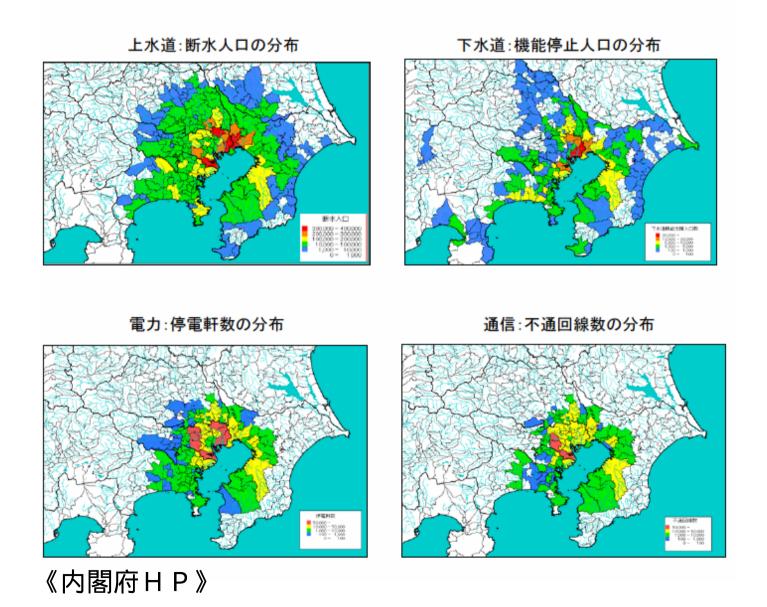
《行政施策の基礎資料としての利用例

: 防災対策》

- o 政府には、内閣総理大臣を長とする中央防災 会議が設置され、防災基本計画等を策定
- o 平成17年2月25日に開催された首都直下地 震対策専門調査会(第15回)において、首 都直下型地震の被害想定結果が発表 その試算において、地域メッシュ別の国勢調 査による人口(夜間人口と昼間人口)が使用

<発災から1日後の被害の分布>

※ 東京湾北部地震(M7.3)[被害最大ケース]



4 国勢調査について(まとめ)

- o国勢調査は、人口や世帯のすがたを明ら かにする国の最も基本的な統計調査
- o 我が国の統計の基本法である「統計法」 において「国勢調査」を規定
- o 国勢調査結果は、国民共有の財産として 民主主義の基盤を成す統計情報を提供す るもの